

令和4年(ワ)第31814号 懲罰取消等請求事件

原告 八木橋 健太郎

被告 国

2024年04月15日

原告 八木橋 健太郎



東京地方裁判所民事第3部A1イc係 御中

準備書面(06)

原告は、本書面において、被告の令和6年3月8日付準備書面(3)に反論しながら原告の主張を補充する。

なお、略語等は、従前の例による。

第1 「第1 本件センターは令和4年1月11日時点において、原告に対して抗原回避措置を講じる必要性を認識していたとする原告の主張には理由がないこと」について

原告の準備書面(03)において述べたように、調髪カード(乙18)が「実施された理髪について、当該受刑者の称呼番号、氏名、その実施日及び選択した髪型等を時系列に沿って記録し、これらを記入した理髪立会職員が所定の欄に押印をする体裁の公文書」であり、2021年5月12日に実施された理髪における施設の対応及び同対応にかかる「頭髪がないため 理髪実施せず 4区主任報告(注)」の記載並びに2022年1月11日に実施された理髪における、本件理髪の申出に対する施設の対応に照らせば、同対応にかかる「金属アレルギー アタッチメント 外さない 主任許可(注)」の記載については、「アタッチメントを外さないで理髪することを主任が許可した」と解する以外の余地はなく、その理由が「原告の金属アレルギーの有無」に着目して導かれたのは明らかである。

また、これまでも繰り返し述べてきたとおり、施設医師は、2021年11月25日の診察において、問診から抗原であると推定される金属との接触を避けることを前提とした、皮膚科専門医としてのスタンダードな対応をしている。

したがって、2022年1月11日の時点において、施設が、原告に対して抗原回避措置を講じる必要性を認識していたのは明らかであり、よって、被告の主張には理由がない。

なお、原告は、これら事実を立証するため、追って必要な証拠の申出を行う予定である。

第2 「第2 令和4年1月20日の原告の診察時に本件センター職員が金属アレルギーの訴えに対して制止し、診察室から退室するよう指示して金属アレルギーの診察を行わせなかった措置は違法で

あるとする原告の主張には理由がないこと」について

原告は、2021年11月25日及び2022年1月20日の診察における自身の主張の真実性を裏付けるため、追って必要な証拠の申出を行う予定である。

第3 「第4 原告の調査囑託申立てに関する意見」について

施設が、獨協及び前橋病院から受領した資料等が、乙34及び35以外にも存在していることは、甲24ないし26及び社会一般の常識から明らかであるところ、施設の故意もしくは重過失を立証するためには、これら資料等の内容を明らかにする必要がある。

よって、本調査囑託は必要不可欠であり、また、原告はこれら資料等について、被告に対する文書提出命令の申立てを行う予定である。

第4 「第5 原告準備書面(4)に係る求釈明について」について

1 刑収法60条1項及び施行規則26条2項は、受刑者に1週間に2回以上のひげそりを行わせる義務を画一的に課すことを想定していないこと

被告は、刑収法60条1項及び施行規則26条2項について、「集団生活を送る観点から、刑事収容施設法58条により清潔保持の義務が課せられていることを前提として」定められていると述べる。

そうすると、既に述べたとおり、2022年3月14日の本件有形力行使の時点において、施設は原告について、他の被収容者との接触を絶つことが処遇上必要であるとして(被告準備書面(2)9頁)、昼夜居室処遇としており、もって、原告は事実上及び法律上も集団生活から離脱させられていたのであるから、集団生活を送る観点から定められた刑収法58条に基づく清潔保持義

務を課せられる理由はなく、少なくとも集団生活を送るという点について着目した水準に基づく同義務を課せられる理由はない。

また、受刑者の調髪及びひげそりを規定する刑収法60条1項について、その目的が、衛生の維持が簡便で作業上危険を伴わない状態を保つことにあるのは被告も認めるところであり、加えて、懲罰的な趣旨は含まれず、逃走防止の手段ではないと述べられていること(原告準備書面(01)05頁 林・刑収法235頁の引用)、また、上記第1において述べた2021年5月12日に実施された理髪における対応、AMLの治療期間中に施設職員が全くひげそりを行わなかった原告に対してひげそりを指示した事実がないこと(被告準備書面(1)24頁)及びとりわけ調髪については甲09及び10などの関係法令において具体的な方法・数値等の詳細が定められていることなどに照らせば、受刑者におけるひげそりは同目的の達成に必要な範囲においてのみ義務化されていると解するのが妥当するところであり、同60条1項及び施行規則26条2項が、1週間に2回以上の頻度でひげそりを行わせるという義務について、全ての受刑者に対して画一的に課すことを想定しているとはいえない。

2 「ひげを「おおむね10ミリメートル」程度に伸ばした状態は、外観上明らかにひげが伸びているといえるものである。」との被告の主張は、前提を欠き誤りであること

本件有形力行使の時点における原告のひげの長さを客観的に裏付ける証拠は存在しないところ、被告が述べるように「一般的に男性のひげの伸び方が1日あたり約0.2~0.4ミリメートル」なのであれば、同時点における原告のひげの長さは、仮に、同年の2月28日から全くひげそりを行っていないとしても、2.8~最大5.6ミリメートルの範囲であったと推定されるから、被告の「おおむね10ミリメートル程度に伸ばした状態」で

あったこの主張は誤りである。

また、原告が準備書面(02)において「概ね10ミリメートルに満たない長さであった」とした意図は、ひげの長さを意識したり計ったりする習慣がなかったことから、同時点におけるひげの長さが不明であるところ、事実を矮小化した表現を避けつつ可能な限り具体的にひげの長さを客観的に特定するため、すなわち、訴訟における事実経緯主張の便宜のため、「確実に超えていないと推認される長さ」を示すことにあり、明確に「満たない」と表現したことからも明らかなように、被告の述べるような「おおむね10ミリメートル程度に伸ばした状態」であることは含意しない。

そのうえで、準備書面(05)において述べたように、下唇下部及び両頬の一部以外についても、「肌に刃が接触しないよう」にして、毎日ひげを切り揃えていたのであるから、同時点における原告のひげの長さは、少なくとも5.6ミリメートル未満であったと強く推認できる。

よって、ひげがおおむね10ミリメートル程度伸びた状態を、外観上明らかにひげが伸びていたとする被告の意見の妥当性には争いがあるものの、格別、同時点における原告のひげの長さが、少なくとも5.6ミリメートル未満であったことは明らかであるから、「ひげを「おおむね10ミリメートル」程度に伸ばした状態は、外観上明らかにひげが伸びているといえるものである。」この被告の主張は、前提を欠き誤りである。

3 まとめ

「受刑者のひげの長さについて具体的な数値を示す関係法令等は存在しない」ことについては、被告も認めるところである。

そして、上記1を含め原告がこれまで述べてきたことからすれば、「一般社会では該当しなくとも、受刑者としてみれば外観上

明らかにひげが伸びているといえる状態に該当する、旨の被告の
評価が、受刑者にひげそりを強制する法律上の根拠たり得ないこ
とは自明であるといえ、また、本件有形力行使の時点における原
告のひげの長さについては、上記2において述べたとおり、実情
の認識に大きな誤りがあることに加えて、刑収法60条1項の規
定に基づいてひげそりを義務付けるにあたり、その目的たる「安
全衛生保持義務」に照らして、同時点における原告のひげの長さ
が、どのような点でどの程度違反しているのかについて、被告か
ら「具体的」な主張や立証がなされていないことなどを鑑みれば、
原告に対してひげそりを強制した本件有形力行使に理由はないこ
の結果になる。

よって、被告の主張には理由がない。

第5 処遇力にかかる主張の補充

原告の準備書面(05)第2の2(3)ア(ア)37頁の7行
目に記載の「関係法令」とは、喜連川社会復帰促進センター被収
容者外部交通実施要領(達示第3号 平成31年1月21日)(
甲第44号証)である。

処遇力が行われた2020年8月25日、施設は、甲44の規
定に基づき被収容者の外部交通にかかる事務処理を行っていた。

そのうえで、同規定50ないし52条は、とりわけ被収容者宛
の受信について、施設が受領してから名宛人に交付するまでの処
理についてを規定し、それぞれ、50条(受信の受付)1項3号
「被収容者宛の受信を受領した庶務課受付係は、「被収容者受
信引継簿」に所要事項を記載し、速やかに処遇部門書信係に回付
するものとする。」、51条(受信の検査)1項2号「開封後、
速やかに封入物の検査及び封書内側への書き込み等の検査を行わ
なければならない。」及び52条(受信検査時の留意事項)1項
「前条の規定に基づいて処理した受信書について、交付許可の決

裁を終了したときは、速やかに交付するものとする。」と各過程について詳細に規定するところ、全ての処理過程において「速やかに」と明文で注意喚起している。

以上に照らせば、施設は、信書の発受たる受信書の交付を、可及的速やかに行う必要があることについて、関係法令の要請を受け義務付けられているといえる。

(甲第44号証)

以上